

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための 日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）の 検討状況について

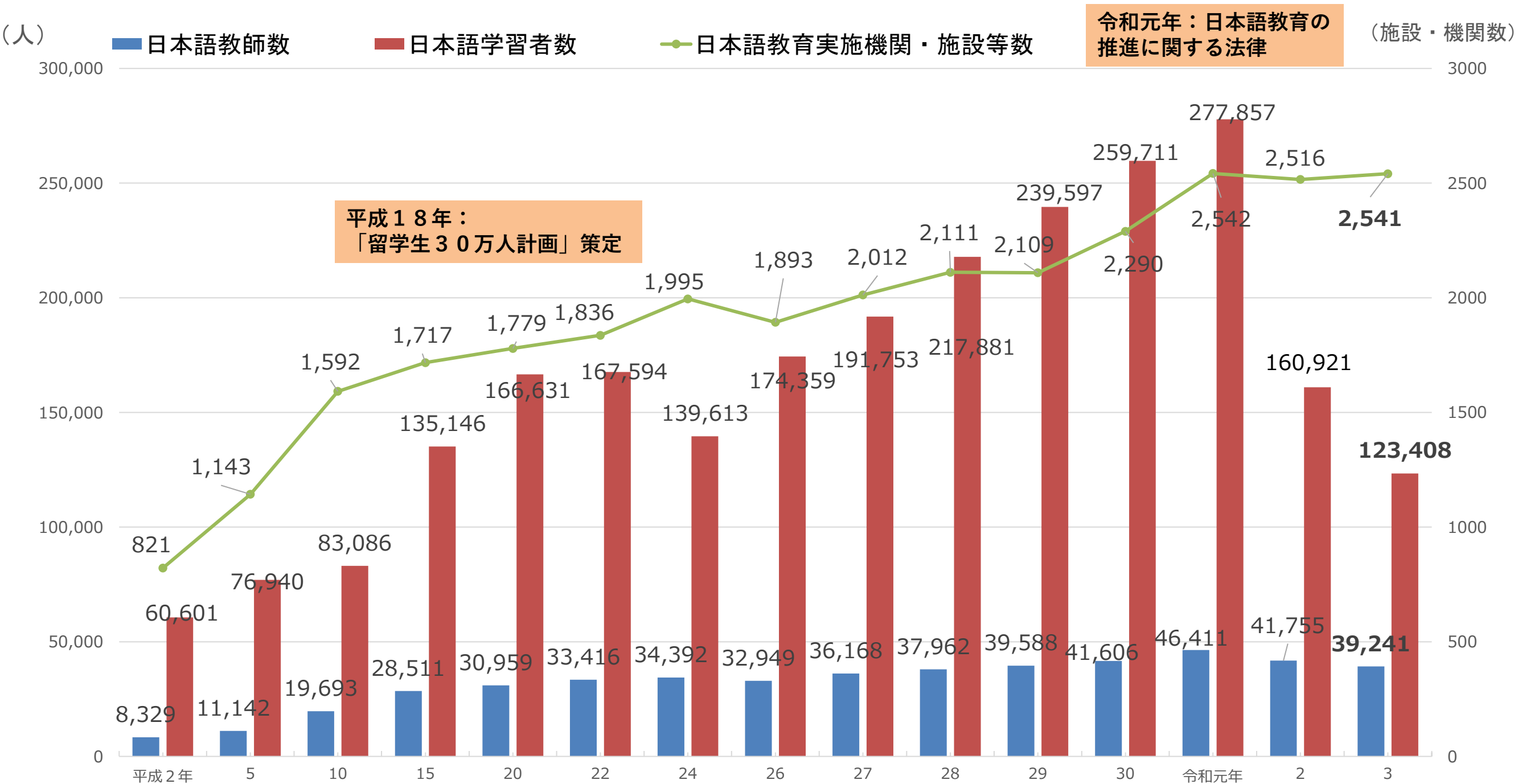
令和4年10月
文化庁

目 次

- ・日本語教育機関及び日本語教師に関する現状と課題 … p 3
- ・日本語教育の推進体制 … p 10
 - 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第12回）について … p 11
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）の概要 … p 14
- ・「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用（関係省庁との連携） … p 15

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

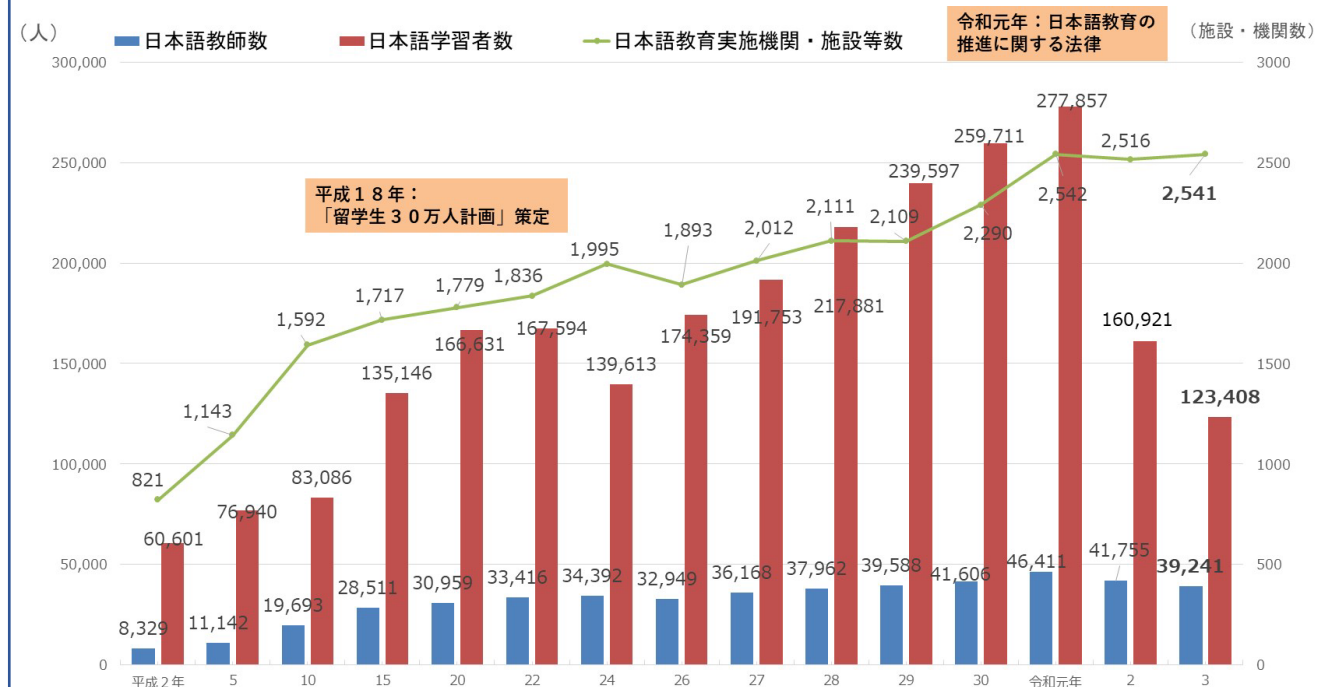
- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日）

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状と課題

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により学者数は減少したが、長期的には更なる増加を想定。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は増えず、教師不足が指摘されている（H22：3.3万→R1：4.6万人）



【共通課題】

- ・近年我が国に居住する**外国人は増加傾向にあり**、共生社会を実現する観点から、**日本語教育の環境整備が喫緊の課題**
- ・我が国における日本語教育を行う教育機関は多種多様であるが、**日本語教育の質の確保の観点から十分な仕組みが存在しない**。
- ・日本語教育機関を選択する際、**教育の水準について正確かつ必要な情報**を得ることが難しい状況
- ・日本語学習ニーズの多様化に対応できる、**専門性を有する日本語教師の質的・量的確保**が不十分

「留学生対象の日本語教育機関における課題」

- ・校長等が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない、
- ・教員数の不足、教員の経験不足、・募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
- ・就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が不十分
- ・生徒の母語への対応(通訳・翻訳配置))が不十分

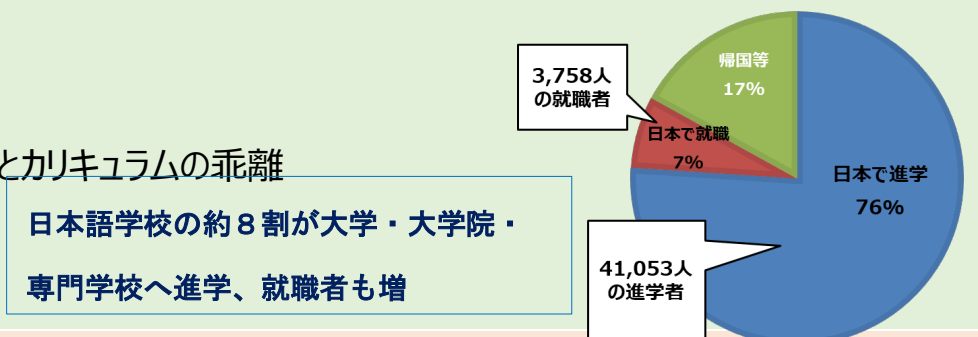
「地域における生活者に対する日本語教育の課題」

- ・学習者ニーズの多様化・増加、・ボランティアの不足
- ・教育プログラムの策定やボランティアの指導等にあたる専門人材（日本語教育コーディネーター）の不足

※入管庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」
「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多（58%）

※文化庁調べ
「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者（ボランティア）」が最多（52自治体）、「地域日本語教育コーディネーター」が2位（50自治体）

卒業生数(2019年度): 54,276人



「就労者に対する日本語教育の課題」

- ・外国人材受け入れのニーズは高いが、企業側ではコミュニケーションに不安
- ・仕事・生活面でのコミュニケーション支援として継続的な日本語サポートが必要。
- ・受け入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や講師の確保・充実が必要

※日本商工会議所「女性、外国人材の活躍に関する調査」(2022)
「外国人材の受入れに係る課題」への回答は、「日本語による円滑なコミュニケーションが困難」が最多（47.9%）

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度（日本語参照枠）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状： 全体約 2 5 0 0 機関： 学習約12万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

機関数の割合

- ・法務省告示校26.0%
- ・大学等20.9%
- ・国際交流協会13.3%
- ・地方公共団体10.0%
- ・教育委員会7.3%
- ・任意団体等22.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校27.4%
- ・大学等33.8%
- ・国際交流協会11.0%
- ・地方公共団体5.8%
- ・教育委員会4.6%
- ・任意団体等17.4%

現状 8 1 8 施設 (R3入管庁調べ)

- 進学：72.4%
(大学25%・大学院10%、
専門学校60%)
- 就職7.2%
- 帰国17.4%

熟達した言語使用者

C2

C1

自立した言語使用者

B2

B1

基礎段階の言語使用者

A2

A1

高度
専門
人材

大学

現状
■入学時B2以上

大学別科

現状
■国内外でA2レベル

法務
省告示校

特定
技能

現状
■入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380～1,520時間以上

現状
■管理団体等による
100時間の日本語
を含む講習

技能
実習

・管理団体
3,300

地域
日本語
教室

■国内でA1-2レベル
様々なレベル

(参考) 「日本語教育の参照枠」 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日 閣議決定）
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・**地域における日本語教育**
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・**日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

■ 新たな日本語教育法案の検討に関する条文

- ・第21条 ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、**関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

●令和元年6月 日本語教育推進法

- ・第21条 … (略) … **国内における日本語教師 (略) の資格の整備**、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、… (略) … **日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (略) に関する制度の整備について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●令和元年11月 「日本語教育関係者会議」設置、12月「日本語教育推進会議」設置

●令和2年6月 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- ・日本語教師の資質・能力を証明するための新たな資格の設計を行い、必要な措置を講ずる

●令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について（報告）」

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを提言

●令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」

～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～

- ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組みなどを提言

●令和3年10月 日本語教育の参照枠を作成（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）

【令和4年度以降】

○令和4年5月～ 「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」

- ・具体的な方向性について検討

日本語教育の推進体制

- 超党派議員連盟である「日本語教育推進議員連盟」（令和元年の法案成立時の会長：河村元官房長官）において検討が進められ、議員立法で成立した「日本語教育を推進する法律」に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 同法に基づく「基本的な方針」(令和2年：閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。

日本語教育を推進する法律(令和元年)議員立法

日本語教育推進会議(令和元年9月：各省申し合わせ)

1. 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年）第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため設置
- 2 議長：文化庁次長、外務省大臣官房国際文化交流審議官(共同議長)
- 3：構成員
内閣府、総務省、出入国在留管理庁、外務省
文部科学省、文化庁、厚生労働省、
経済産業省の関係局長級
- 4 庶務：文化庁、外務省

整合性をもって推進

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (平成30年7月24日 閣議口頭了解)

- 外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催
- 議長： 内閣官房長官、法務大臣
- 構成員：関係各省の大臣 ※庶務：内閣官房、法務省

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議議長決定 (平成30年7月)

- 議長： 内閣官房副長官（事務） ○構成員：関係各省庁審議官級

■ 令和2年6月： 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(閣議決定)

- ・5年間(令和2年～令和6年) ※文化庁、外務省がとりまとめ
- ①基本的な方針、国、地方自治体の責務、②国内、海外の日本語教育機会の充実、③国民の理解、④日本語教育の水準の維持向上、教育課程の編成等

■ 平成30年12月： 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (関係閣僚会議決定)

- ・令和元年、2、3、4年度まで毎年改定

■ 令和4年6月： 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 策定(5年間の施策218)(関係閣僚会議決定)

- ※ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップ実施予定

→「日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備」を記載

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第12回) について(令和4年6月14日)

議長:

内閣官房長官、法務大臣

構成員:

経済再生担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長、デジタル大臣 総務大臣、外務大臣、財務大臣、**文部科学大臣**、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

○松野官房長官 ご発言(抜粋)

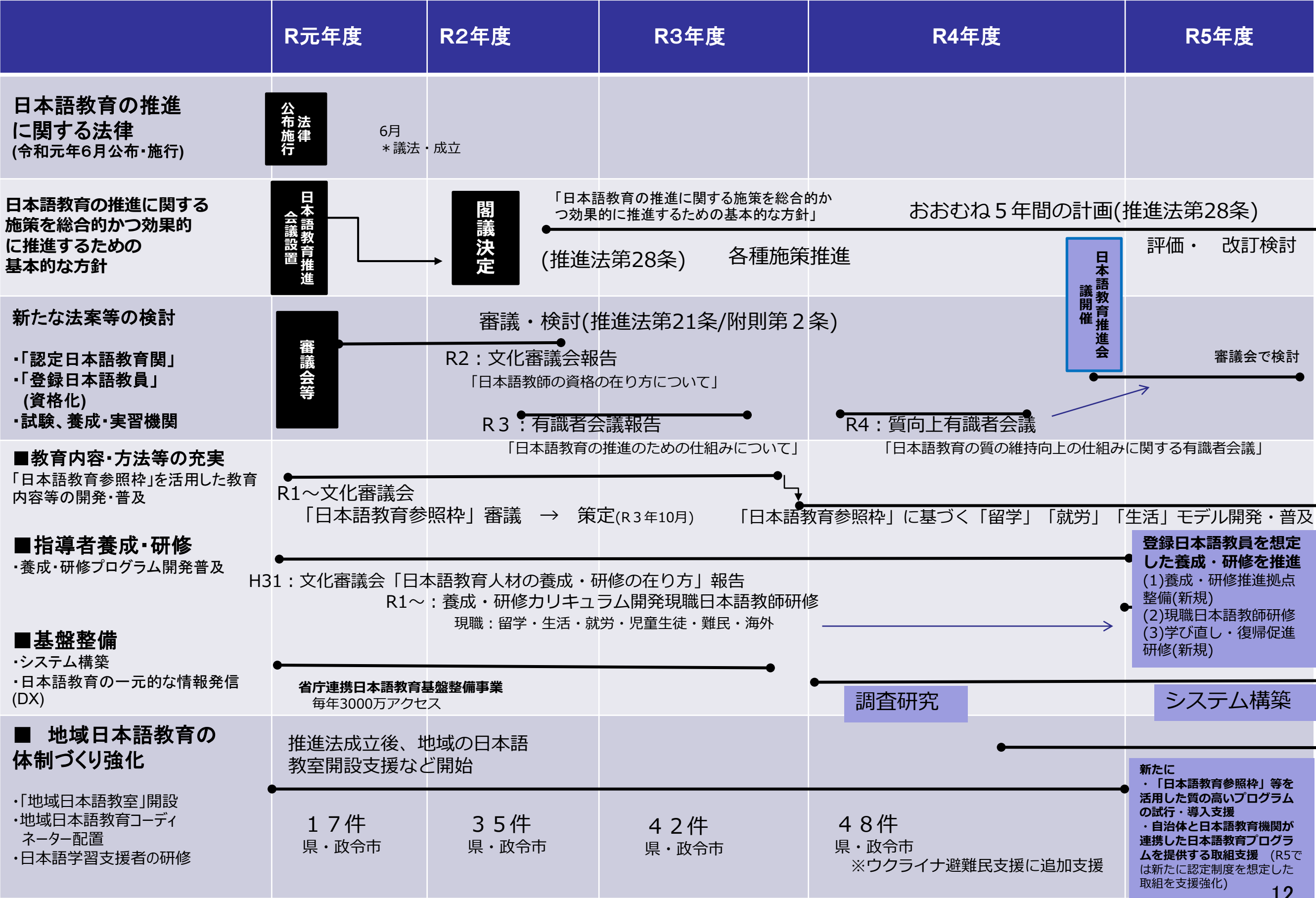
※官邸HP掲載議事録より

各種施策の中でも、日本語教育環境の整備は特に重要な施策であります。**日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度及び日本語教師の新たな資格制度に関する法案の速やかな国会提出に向け、準備を加速化するとともに、日本語教育機関における教育内容・方法などの標準化について検討を進める**ほか、小・中・高等学校等における日本語指導の充実を図るなど、日本語教育環境の整備を進めてください。

○末松文部科学大臣 ご発言(抜粋)

特に、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上を図るため、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育モデルの開発・普及とともに、**日本語教育機関の認定制度や日本語を教える教師の資格を定める新たな法案の提出に向けて、法務省などの関係省庁と連携しつつ、詳細な制度設計について有識者会議で議論を進めてまいります。**

日本語教育推進法に基づく取組（主に法案の検討に関する取組例）（年度令和元年度～）

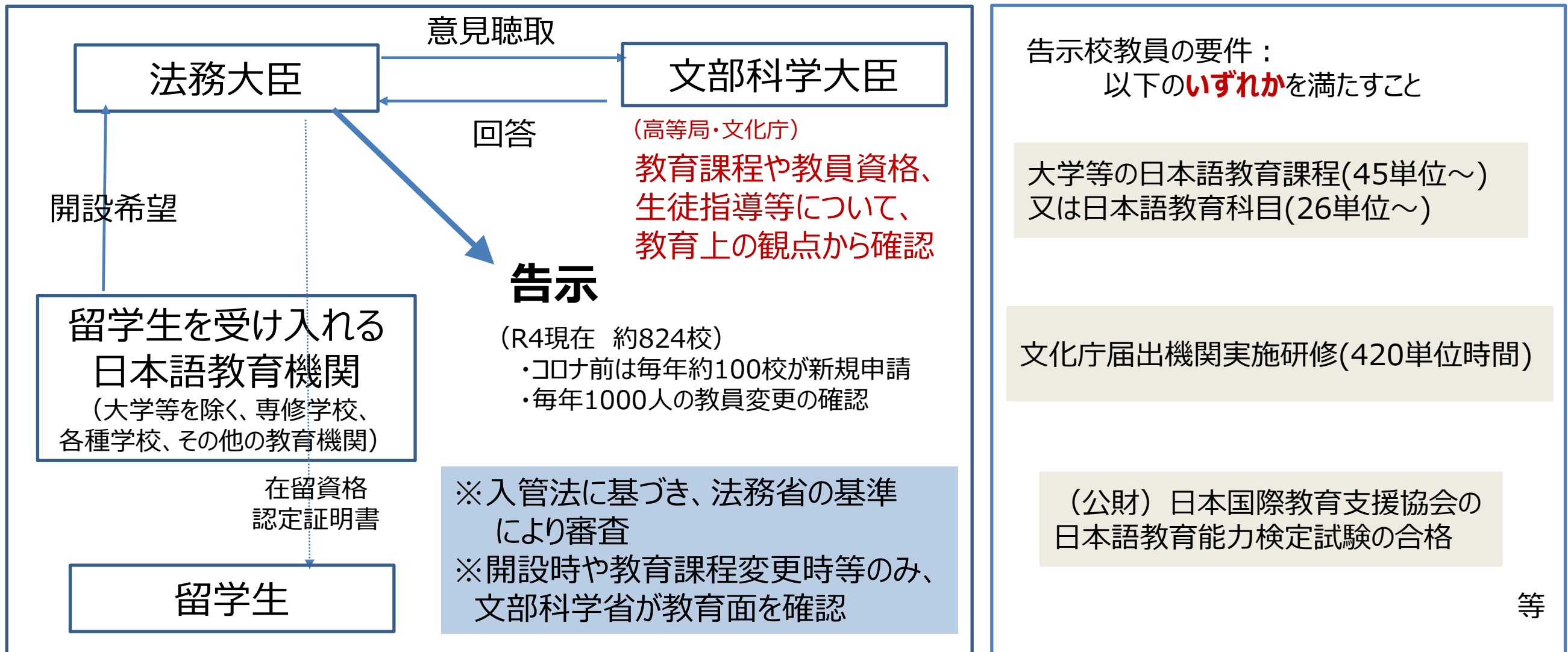


留学生を受け入れる日本語教育機関（法務省告示校）の現状

日本語教育機関からの新規開設時の申請・変更届、適正校等の対応

- 新規新設校の申請を、毎年、年2回受けつけ。設置者変更、教員変更、コース変更なども確認。
- 入管庁において、毎年の活動報告を踏まえ、適正校、または慎重審査対象校であることを機関に通知(適正校は約4分の3)

<参考> 現行の法務省告示校制度(在留資格「留学」の外国人受入れが認められる日本語教育機関)



趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）】
（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）
第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、（略）国内における日本語教師（略）の資格に関する仕組みの整備（略）を講ずるものとする。
附 則
第二条 国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討中の主な内容

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

- 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**
（想定される具体的内容）
 - ・文部科学大臣による認定機関の情報の多言語公表
 - ・認定機関の設置者に対する文部科学大臣が定める表示の使用許可
 - ・文部科学大臣による段階的な是正措置 など
- ※ 文部科学大臣、**法務大臣その他の関係行政機関の長との連携について規定**

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために**必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。**

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用（関係省庁との連携）

検討中

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知する制度とする。
- この制度を基に、関係省庁が連携し、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る（関係省庁で構成する「日本語教育推進会議」での決定を予定：年内目途）。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の「一号特定技能外国人支援計画」において、「認定日本語教育機関」を義務的支援の方法の一類型として位置づけ。「事前ガイダンスの提供」において認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

法務省

- ・外国人雇用センター、ハローワークでの情報提供

厚労省

- ・地方自治体多文化共生担当部署での情報提供

総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

経産省

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議



文化庁は、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」において、日本語教師の資格の整備や日本語教育の水
準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備が求められていることを契機とし、「日本語教師の資
格に関する調査研究協力者会議」において当該制度に関する検討を進めてきた。令和3年8月に取りまとめられた「日本語教育
の推進のための仕組みについて（報告）」では、①資格取得要件、試験の内容等、②日本語教育機関の分類、評価制度の性質等
が提示されている。

今年度は、令和4年5月末から、令和3年度報告等をふまえ、更に具体的な制度の在り方について検討を進めている。

【主な検討事項】

○日本語教育機関の評価制度について

- (1) 日本語教育機関の認定について
- (2) 自己点検評価、情報公表及び定期報告等
について
- (3) その他

○日本語教師の資格制度について

- (1) 試験や教育実習の内容について
- (2) 日本語教師に関する経過措置について
- (3) 日本語教師養成機関について
- (4) その他

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 委員一覧

令和4年4月28日時点（五十音順）

石坂 守啓	浜松市 企画調整部長
○伊東 祐郎	国際教養大学専門職大学院 日本語教育実践領域 代表
大日向 和知夫	アカデミーオブランゲージアーツ元校長、 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事
加藤 早苗	インターカルト日本語学校 学校長
神吉 宇一	武蔵野大学 准教授、元AOTSコーディネーター
川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構名誉教授、 (一社)専門職高等教育質保証機構 代表理事
佐々木 倫子	桜美林大学名誉教授、JAMOTE審査委員
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
◎西原 鈴子	NPO法人日本語教育研究所 理事長
西村 学	全国専門学校日本語教育協会事務局長、 文化学園文化外国語専門学校 副校長
浜田 麻里	京都教育大学 教授
札野 寛子	金沢工業大学元教授、国際高等専門学校 教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
山口 修	学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校 顧問

◆ 有識者会議スケジュール

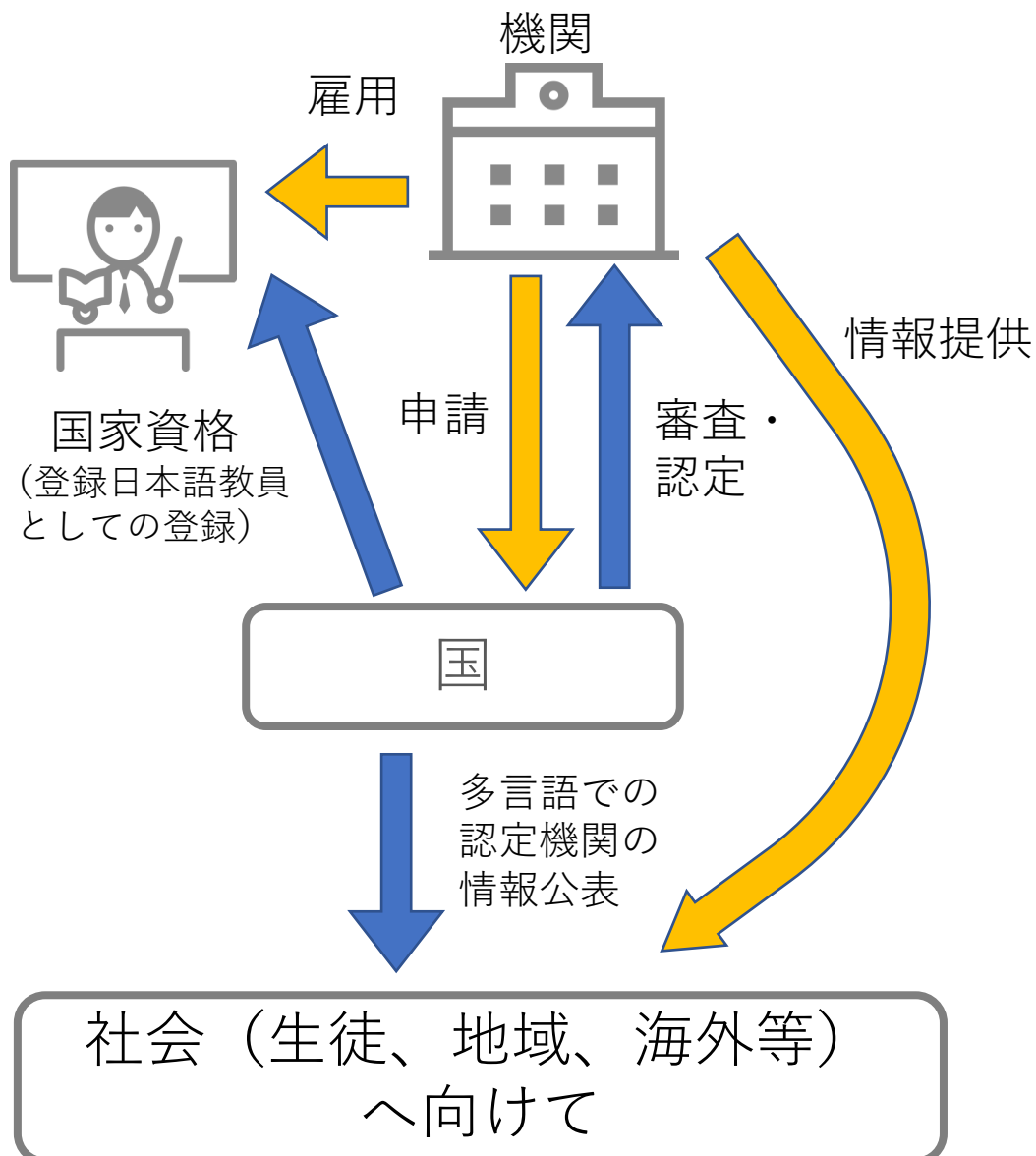
- ・ 6月：第2回 ヒアリング「日本商工会議所」「日本語教育連絡協議会」
- ・ 8月：第3回 日本語教育機関の認定、自己点検評価、9・10月：養成・研修・試験
- ・ 11月：たたき台とりまとめ 12月～ 意見募集を実施予定
- ・ 1月頃とりまとめ予定

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組の全体像(素案)

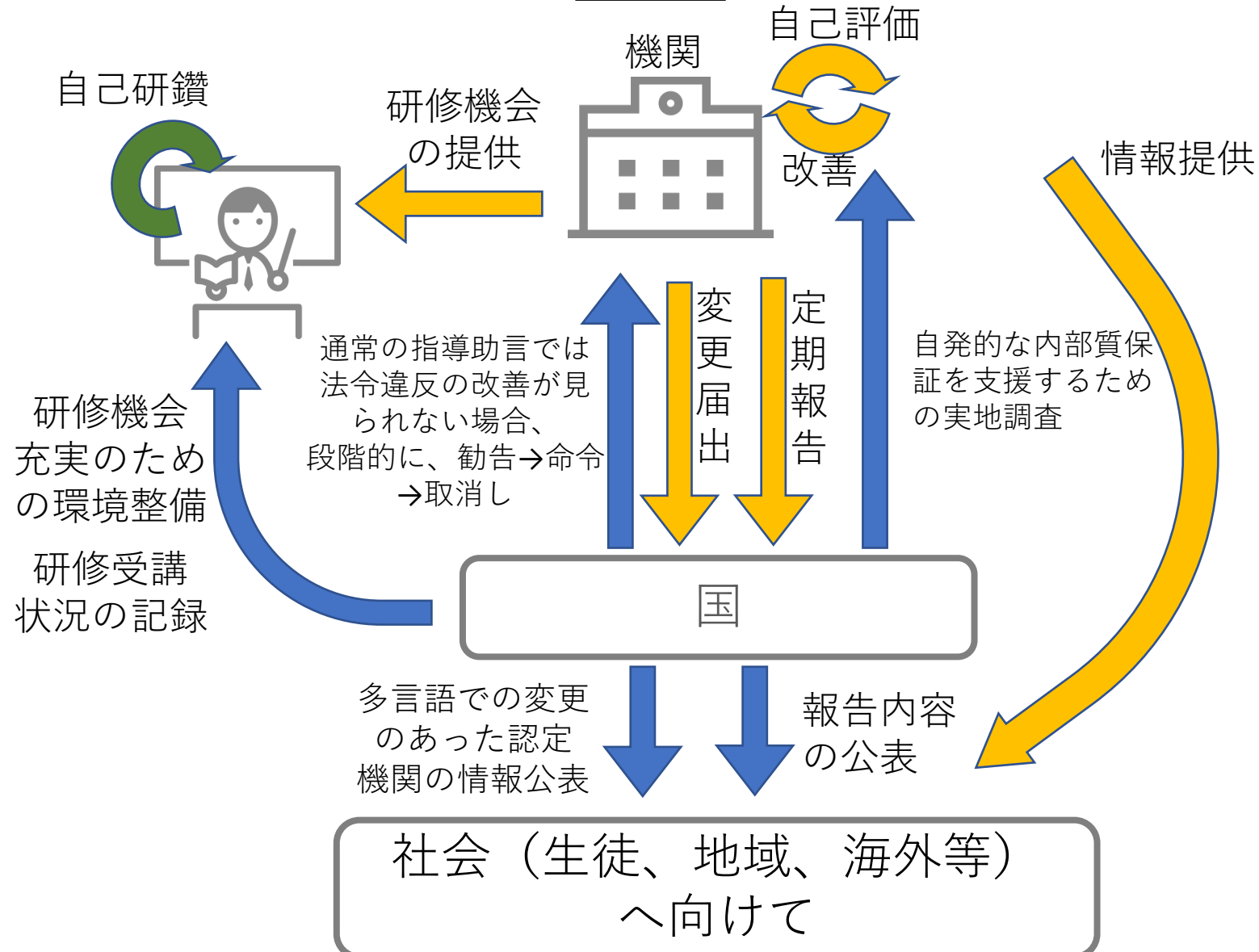
第3回・日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 配布資料

- 学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することを目指す。
- このため、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度を創設し、認定時点及び認定後において以下の仕組みにより質の維持向上を図る。

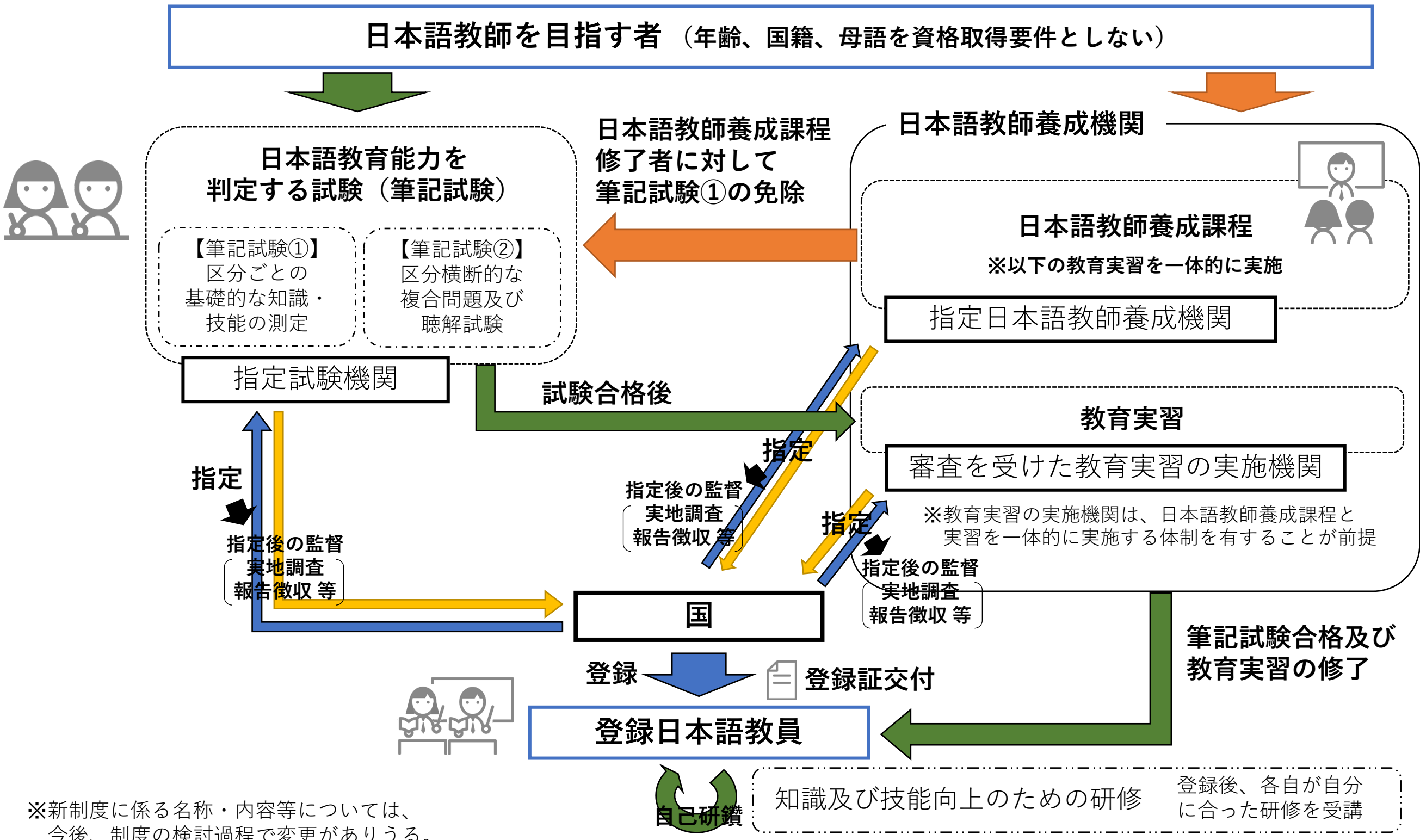
認定時点



認定後



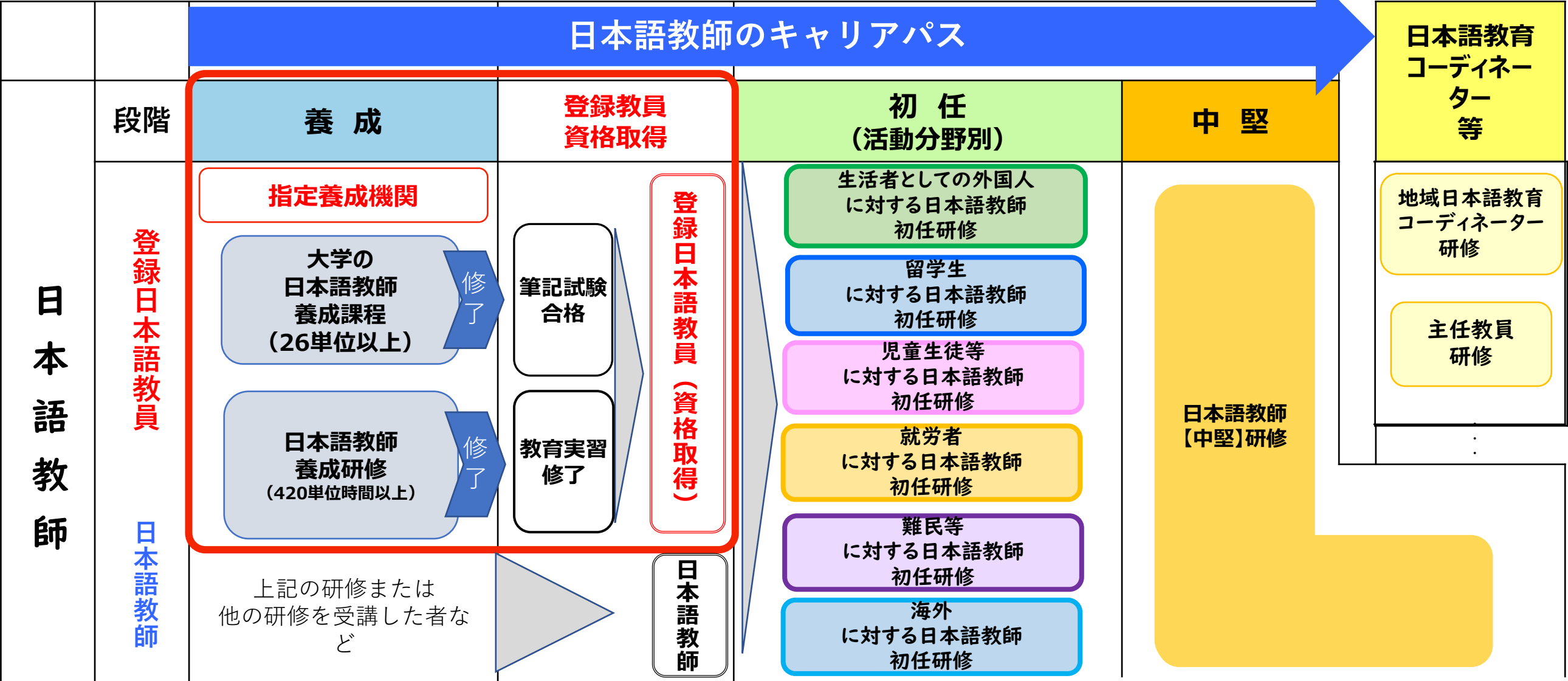
○認定を受けた日本語教育機関において外国人等に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



※新制度に係る名称・内容等については、今後、制度の検討過程で変更がありうる。

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

第4回・日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 配布資料



日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	地域日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場にボランティアとして参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。

